

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する 行政評価・監視結果に基づく勧告

農林水産省
消費・安全局動物衛生課
動物検疫所

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

輸入農畜水産物の安全性の確保等を図る観点から、動物検疫所、植物防疫所及び検疫所における輸入農畜水産物の検査の実施状況等を調査

(1) 畜産物の輸入検査の適正化

調査結果

- 輸入検査が、輸入検査要領に則して適正に行われていない例あり
- 調査した動物検疫所のすべてにおいて、現物検査のために抽出した検体の抽出数量の記録なし
- 書類審査の内容及び結果に対する確認・点検が不十分
- 輸入検査の実施方法・内容を検証する仕組みなし

勧告要旨

- 畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うこと
- 抽出数量を記録することを明確化し徹底すること
- 書類審査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること
- 輸入検査の実施方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること

「行政評価・監視」とは？

総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

(2) 検査の公平性及び中立性の確保

調査結果

- 家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官が検査場所へ到着する前に輸入業者等が抽出を行うことが常態化



勧告要旨

- 輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底すること。

調査結果

- 輸入畜産物の検査の実施に当たり、事業者が家畜防疫官を検査場所まで社用車で送迎、その中には、鉄道・路線バスによる移動が可能と思われるものあり。また、事業者の中には、送迎に負担感があるとしている者あり



勧告要旨

- 輸入畜産物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は自らが確保した移動手段の利用を徹底させること。